
核物質防護の強化に係る 法令改正後の対応状況について

平成20年7月2日

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課原子力規制室

法令改正の概要

- 平成17年5月、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律改正
- 平成17年12月より、関係省令施行
 - ✓ 設計基礎脅威(DBT)
 - ✓ 核物質防護検査制度
 - ✓ 秘密保持義務制度

核物質防護規定

- 事業者は、国が定めたDBTに基づき施設の防護措置を評価し、評価結果を踏まえた核物質防護規定を国に申請
- 法令改正に係る核物質防護規定について、変更の申請が行われ平成18年7月までに認可済み。その後、随時変更申請がなされている。
- 核物質防護規定の遵守状況については、防護措置が適確に実施されていることを確認するため、平成18年より年1回、その遵守状況検査を実施している。

平成19年度の核物質防護検査について

- 平成19年度は、防護基準適合性検査と重点検査項目として模擬訓練評価の立会い実施した。
- 平成19年6月～平成20年2月までにのべ110日間、当省所掌の全ての施設29事業所(試験研究炉7、核燃料使用施設22)について検査を実施。

防護基準適合性検査の概要及び結果

- 検査は、試験炉規則第16条の2の2及び核燃料物質の使用等に関する規則第3条の4の2に基づき、
 - ✓ その実施状況の確認のための事業所への立入り
 - ✓ 下部規定や記録等の書類、防護設備等必要な物件の検査
 - ✓ 核物質防護管理者等関係者に対する質問等により確認した。
- 検査の結果
 - ✓ 検査を実施した範囲で問題となるような事項は見られなかった。

模擬訓練の概要及び評価結果

模擬訓練の目的

- 不法行為が発生又は、発生するおそれのある状況下でこれらを検知、遅延、阻止及び被害を最小化するために、関係する全ての要員が役割に応じて、緊急時対応計画に沿った対応を迅速かつ確実に実施するために必要な能力を得ること。
- 核物質防護訓練は単に実施するのではなく、訓練目的と訓練目標を明確化したうえで訓練計画を策定し、訓練を実施し、その結果を分析・評価し、要員の対応能力及び核物質防護システムの向上に活かすこと。

模擬訓練の特徴

- 中期・年次計の策定、訓練計画の策定 (Plan) 模擬訓練実施 (Do) 評価 (Check) 改善 (Act)
- 治安機関の参加

模擬訓練評価結果

- 模擬訓練に立ち会うとともに、PDCAサイクルが確立されていることを評価し、PDCAサイクルが確立されていることを確認した。

今後の動き

- **放射能濃度が低い研究所等廃棄物の核物質防護措置について**

放射能濃度が低い研究所等廃棄物の核物質防護措置については、IAEAにおける放射性廃棄物のセキュリティに係る検討状況を踏まえ我が国の規制への反映について検討する予定である。

- **原子力委員会決定**

原子力委員会決定「核物質防護規制に関する実施状況についての報告について」（平成20年6月10日付け）により、今後毎年一回、核物質防護規制の実施状況に関する報告することとなった。

- **INFCIRC/225/rev4の改訂**

2001年の米国同時多発テロを契機とした国際的な核物質防護体制の強化や核物質防護条約改訂を踏まえ、IAEAにおいてRev.5策定作業に係る技術会合等が順次開催される予定である。